



8月9日千駄ヶ谷駅前「核兵器禁止条約に日本も参加を」とマイクでアピールを行う代々木病院1年目職員

### 「平和の波交流会」、「ヒロシマデー集会」を視聴して、宣伝行動に参加

7月26日の「平和の波交流会」には一年目職員8名が視聴参加しました。「カクワカ広島(核政策を知りたい広島若者有権者の会)」共同代表の田中美穂さんのお話では、学習会の参加から核と平和に関心をもち、被爆者の方から「具体的に行動してください」との言葉をきっかけに活動がスタート。核兵器禁止条約について広島選出の国会議員と面会・対話する活動を続けていることが報告されました。

参加者から「年の違わない若者の活動を聞き、無関心だったことが恥ずかしい。自分も意見を持つと思う」、「行動することの大切を知った」、「まずは8月9日の宣伝行動

で訴える」、「政治や歴史に関心を持っていく」、「武器と戦争をなくす9条を守ってほしい」、「学んだことを家族や友人に伝えていきたい」との感想や抱負が寄せられました。

続く8月6日の「ヒロシマデー集会」には一年目職員8名が視聴参加。「黒い雨」訴訟の報告から被害の実態、救済されない被爆者がいること、闘って補償を勝ち取ったことなどを学び、「77年過ぎても苦しんでいる人がいる」、「外見ではわからない傷があることや被爆者差別があることを知った」、「被爆が体内に残り今なお被害が出ていることに恐怖を感じた」などの感想や、海外代表の発言を聞き「世界で核使用がもたらす甚大な被害が認識されるため被爆国日本の役割が大切」、「世界から日本が核禁止条約参加を求められていると強く感じた」との感想が出されました。また国会議員のリレートークでは、「国会議員には政府の姿勢を変えさせてほしい。国民の声を大きくしないとダメだ」との感想、大会全体では「被爆国に住む一人として、これから関心を持ち、伝えていきたい」、「自分の考えを何らかの形で伝えていきたい」、「被害を受けた国として、核のない世界の先頭に立たなければならぬ」と思った、「核の被害について多くの人に知ってほしい」など「核は使ってはならない」、「核はなくなさなくてはならない」という認識が深まり、自分のこととして考えるきっかけとなりました。



こうした取り組みを経て、8月9日長崎に原爆投下された日、炎天下でも暑い中でしたが、千駄ヶ谷駅前「核兵器のない平和な世界を」と訴える宣伝行動を行い、1年目の職員もマイクをもって、元気よく通行人にアピールしました。

民医連

## 代々木歯科コーナー

連載



お口の潤い検査が出来ます

— その98 — 歯科医師 監物佐栄子

「口腔水分計」で、口腔機能低下症の検査項目に口腔粘膜湿度検査が出来ます。この事で、舌の筋力測定、噛み砕きの測定、お口の潤いの測定が行えることになり、結果が数値として分かりやすく把握できるようになります。

お口の渇きは、病気がなくとも年齢とともに唾液腺が委縮してしまうため、様々な薬の副作用として生じます。今まではお口の粘膜の観察等で渇きの程度を評価していましたが、「口腔水分計」を用いることで数値としてお口の渇きの程度を得ることが出来るようになりました。

検査の結果から、舌の体操、唾液腺マッサージの指導や服用薬の変更を主治医の先生にお願いする事もあります。また、お口の渇きに効果のある漢方薬を処方する事もあります。

この検査の対象となる方は、65歳以上の飲み込みや滑舌に不安のある方となります。御自身で自覚されていなくても、検査を受けると結果が基準値に満たない方もいらっしゃいます。少しでも気になる方はお気軽にご相談ください。



写真・口腔水分計

渋谷社会保障推進協議会主催

## なんでも相談会

開催!! ご利用ください

無料

法律、生活、医療・介護、税金などお困りごとの相談に応じます。

2022年10月2日(日)

開催時間 12:00~14:00

開催場所 恵比寿公園 (渋谷区恵比寿西1-19-6)

JR 恵比寿駅西口徒歩約5分 日比谷線恵比寿駅4番出口徒歩1分 (駒沢通りの恵比寿南の信号から北に少し中に入った所に公園があります。)

\*東京土建渋谷支部祭りの会場内に相談コーナーがあります

◆ご利用の際は、可能な限り事前にご連絡ください。  
◆問い合わせ先  
東京土建渋谷支部担当・小松 Tel 03-6304-2315 (代表)  
代々木病院担当・嘉瀬 Tel 03-3404-7661 (代表)

昔お国は日本と違って、外国人の生活スタイルで遊ぶ国を当てる

渋谷区 石井和子

## サプリメントに頼らない生活

薬剤師 藤竿伊知郎 (外苑企画商事)

ネット通販、ボタンを押す前に確認を

通常価格約1万円のダイエットサプリメントを初回5000円で購入でき、「いつでも解約可能」と広告に表示されていたので注文。

ところが、「2回目を受けないと解約する場合は、通常価格との差額が違約金として発生する」と、注文完了メールで表示されていたケースがあります。

また、特別価格の購入締切のカウントダウン表示に焦って注文したら、5回目までは解約不可の定期購入契約であった例もあります。解約は電話でしか受け付けず、簡単につながらない悪質な例もありました。

万一被害にあったときは、お住まいの自治体には「消費生活センター」に相談し、悪質な業者に対する行政の対応を求めたい。

被書の多発を受け、今年6月「特定商取引法」が改正され、発注前の最終確認画面で、1〜1回求めたい。

お試したのつもりが「定期購入」になるトラブルが頻発しています。消費生活センターに寄せられた定期購入に関する相談件数は、2021年までの8年間で100倍と激増です。

